

衛生だより



令和2年度第25号（11月）発行

北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996
夜間・休日緊急（転送されます）

（公社）千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

防護柵及び防鳥ネットの設置確認について

前回の衛生だよりで、**令和2年11月1日以降**、養豚農場における**防護柵及び防鳥ネットの設置が義務付けられることになり**、未設置の農場については、家畜保健衛生所が、設置予定及び今後の対応方針について確認することをお知らせしました。

確認については、11月1日～30日の期間で行います。別紙様式1又は2のいずれかを御記入の上、北部家畜保健衛生所までFAX又は郵送にて提出をお願いいたします。

①様式1 飼養計画書：令和3年3月末までに農場を移転・廃業する予定の方

②様式2 施工計画書：様式1に該当する以外の方

★令和2年11月30日（月）までに御回答ください。

★提出先：北部家畜保健衛生所

FAX 0478-54-5996

〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1

11月中に豚熱ワクチン接種等の予定がある方は、その際に御提出いただいても構いません。

防鳥ネットは、畜舎以外に、堆肥舎、飼料保管庫、死体保管庫への設置も義務づけられています。

問合せ先

北部家畜保健衛生所 Tel. 0478-54-1291 Fax. 0478-54-5996

夜間・休日は転送されます。必ず5回以上コールしてください

家畜伝染病予防法に基づく豚等の飼養衛生管理基準の遵守に係る飼養計画書

下表のとおり豚等の飼養に係る変更（飼養場所の移転、廃業等）により、飼養衛生管理基準の項目 2 3（防護柵等）及び 2 9（防鳥ネット）の遵守に必要な施設または設備が必要なくなるため、整備を行いません。

1 農場情報	
(1) 農場名	
(2) 農場所在地	
2 飼養計画	
(1) 計画内容（○をつけてください。）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養場所の移転（移転先： ） ・ 廃業 ・ その他（ ） 	
(2) 計画完了予定日（令和 3 年 3 月までの日程を御記入ください。）	
令和 年 月 日（移転予定日、廃業予定日）	
3 計画完了予定日までの代替的な野生動物侵入防止対策内容（○をつけてください。） ※計画完了までは、代替的な対策を行ってください。	
電気柵設置 & 除草 ・ 消石灰散布 & 足跡確認 ・ その他（ ）	

※計画完了後は、北部家畜保健衛生所（TEL：0478-54-1291、FAX：0478-54-5996）へ御報告ください。

記入日	令和 年 月 日	署名 (家畜の所有者又は 飼養衛生管理者の氏名)	
確認者	家畜保健衛生所		

太枠内を御記入ください。

家畜伝染病予防法に基づく豚等の飼養衛生管理基準の遵守に係る施工計画書

飼養衛生管理基準の項目 2 3（防護柵等）及び 2 9（防鳥ネット）について、施工計画は下表のとおりです。

1 農場情報		
(1) 農場名		
(2) 農場所在地		
2 設置状況 （○をつけてください。） （両方設置済の方はここで記入終了です。 どちらかでも未設置の方は、3以降の御記入をお願いします。）		
防護柵		設置済 ・ 未設置（一部設置を含む）
防鳥ネット	畜舎	設置済 ・ 未設置（一部設置を含む）
	堆肥舎、飼料保管庫、死体保管庫	設置済 ・ 未設置（一部設置を含む）
3 2で未設置の場合の理由 （コロナ禍等の影響による資材不足、作業員不足等） ※資金不足、高齢のため、イノシシはいない等の理由は含みません。		
防護柵		
防鳥ネット		
4 2で未設置の場合の施工計画		
(1) 設置完了予定日（※令和3年3月末までに設置してください。）		
防護柵		
防鳥ネット		
(2) 施工業者との契約日（自力施工の場合は「自力」と御記入ください。）		
防護柵		
防鳥ネット		防鳥ネット事業利用の有無 <input type="checkbox"/>
3 計画完了予定日までの代替的な野生動物侵入防止対策内容 （○をつけてください。） ※計画完了までは、代替的な対策を行ってください。		
電気柵設置 & 除草 ・ 消石灰散布 & 足跡確認 ・ その他（ ）		

記入日	令和 年 月 日	署名 (家畜の所有者又は 飼養衛生管理者の氏名)	<input type="text"/>
確認者	家畜保健衛生所		

太枠内を御記入ください。